

## 第1章 生涯学習とは

### 1 生涯学習とは

平成18(2006)年に改正された教育基本法においては、生涯学習社会実現の重要性に鑑み、新たに第3条「生涯学習の理念」に関する規定が設けられ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」に向け、教育全体の普遍的理念として生涯学習社会の実現をめざすことが明確化されました。

令和5(2023)年4月1日に施行されたこども基本法第3条3項において「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と明記されています。この理念は、生涯学習の実現にとって不可欠な、学び手が自らの意見を表明し、社会の一員として参画する仕組みを築く上で根幹となる理念です。

生涯学習とは、子ども・青少年期の段階から、学校において行う学習のみならず、生涯にわたって行うものであり、市民一人一人が自らに適した手段・方法で、主体的に生きる力を身に付け、自己実現を図るものです。さらに学んだ知識・技術等を活かして、社会に参画したり、直面する様々な課題を主体的に解決したりすることも重要な視点です。

### 2 大阪市における生涯学習の考え方

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法に定められた生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的として策定しています。

これまで本市では、第1次「生涯学習大阪計画」(平成4(1992)年策定)、第2次「生涯学習大阪計画」(平成18(2006)年策定)、第3次「生涯学習大阪計画」(平成29(2017)年策定)、第4次「生涯学習大阪計画」(令和4(2022)年策定)に基づき、生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

平成4(1992)年策定の第1次「生涯学習大阪計画～人間尊重の生涯学習都市・大阪をめざして～」では、「生涯学習とは、基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーション等の人間尊重の考え方を基本として、一人一人が人生のあらゆる段階や場面において、できる限り自己実現をめざし、自己に適した手段方法を選んで、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習」としました。

平成18(2006)年策定の第2次「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」で

は、第1次計画の考え方を継承した上で、生涯学習とは「市民一人一人が身近な問題について主体的に考え、共に解決にあたるという、自律し連帯する力である『市民力<sup>1</sup>』を獲得するための学習」という考え方を付加しました。

平成29(2017)年策定の第3次「生涯学習大阪計画～ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～」では、これまでの生涯学習の考え方を継承するとともに、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの変化など、様々な変化がみられる社会状況の中で、市民が主体的にかつ継続して生涯学習活動を続けていくために、「市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取組」を生涯学習の考え方に付加しました。

令和4(2022)年策定の第4次「生涯学習大阪計画～つながり、支え合い、共に育つ生涯学習～」(以下、「第4次計画」という)では、これまでの考え方に「多様なすべての市民一人一人が、誰一人取り残されることなく、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で自らに適した手段や方法で学ぶことができ、心豊かな人生を送ることができること。また、『市民力』を身につけ、学びや活動の成果を活かすことにより、ひとやまちとつながり、支え合い、共に成長していくこと」を付加しました。

コロナ禍以降の社会の変化やデジタル社会の急速な進展、外国人住民の急増等、近年の社会状況の変化を背景に本市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、第4次計画の基本理念などは引き継ぎつつ、新たに取り組むべき課題への対応を踏まえ、第5次「生涯学習大阪計画～つながり、支え合い、共に育つ生涯学習～(以下、「第5次計画」という)」を策定します。

---

<sup>1</sup> 市民力 … 市民一人一人が身近な問題について主体的に考え、共に解決にあたるという、自律し連帯する力のこと。